

光陽ファイナンシャルトレード株式会社

(2004年版)

(平成15年度) 会社基礎簿

光陽ファイナンシャルトレード株式会社

はじめに	1
1. 会社の概況	
① 会社名等	4
② 会社の沿革	4
③ 会社の目的	6
④ 事業の内容	7
⑤ 営業所の状況	9
⑥ 財務の概要	9
⑦ 発行済株式総数	10
⑧ 主要株主名	10
⑨ 役員 の 状況	11
⑩ 従業員 の 状況	12
2. 営業の状況	
① 営業方針	13
② 当社及び当業界を取巻く環境	14
③ 営業の経過及び成果	14
④ 対処すべき課題	17
⑤ 受託業務管理規則等	18
⑥ 外務員の登録状況	25
⑦ 委託者に関する事項	25
⑧ 苦情・紛争に関する事項	25
⑨ 訴訟に関する事項	26
3. 経理の状況	
① 貸借対照表	27
② 損益計算書	28
③ 重要な会計方針	29
④ 注記事項	31
⑤ 利益処分計算書	33
⑥ 監査に関する事項	34
⑦ 財務比率	35
4. 業務関連事項	
① 月間取引高	別添
② 月末建玉数	別添

【はじめに】

本書は、平成16年3月期（平成15年4月～平成16年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成16年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主5名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員状況」 当社の役員の名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成15年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a)純資産余裕比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{必要純資産額}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことをいいます。)

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。

(b)自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c)自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d)修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{(総資産額－委託者に係る取引所預託金額－分離保管預託額)}} \times 100$$

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関へ預託されている額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e)当座性資金等比率

$$\frac{\text{当座性資金等(※)}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

(※「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金をいいます。)

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

(f)委託者未収金比率

$$\frac{\text{委託者未収金}}{\text{純資産額}} \times 100$$

正味の資産である純資産に対する委託者未収金（長期未収債権に属するものを含む）の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(g)借入金等比率

$$\frac{\text{借入金} + \text{借入有価証券} + \text{社債 (新株予約権付社債を含む)}}{\text{純資産額}} \times 100$$

総資産に占める借入金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定していると言えます。

(h)経常収支率

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いといえます。

(i) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}} \times 100$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(j)流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(k)委託手数料収益比率

$$\frac{\text{(商品先物取引に係る)委託手数料}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いといえます。

(l)自己売買収益比率

$$\frac{\text{自己売買収益}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いといえます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	光陽ファイナンシャルトレード株式会社
代表者名	代表取締役社長 小笠原 昭夫
所在地	東京都中央区日本橋浜町二丁目17番8号
電話番号	03-5643-3511 (代)

② 会社の沿革

当社は昭和38年2月大同物産株式会社として設立致しました。

年	月	概 要
昭和38年	2月	商品先物取引受託業務を目的として、大同物産株式会社を名古屋市中区伊倉町2-10に創業 資本金1,500万円
	4月	名古屋穀物商品取引所仲買人加入
	11月	富山支店開設
昭和39年	6月	三島支店開設
昭和40年	2月	名古屋繊維取引所仲買人加入
昭和46年	1月	商品取引所法改正により従来の商品仲買人より商品取引員として許可
昭和51年	1月	松本支店開設
昭和54年	12月	資本金7,200万円に増資
昭和55年	9月	ミリオン貿易株式会社に商号変更
昭和57年	3月	東京金取引所に会員加入
	6月	ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)会員加入
	10月	東京穀物商品取引所に会員加入
昭和58年	9月	資本金3億6000万円に増資
昭和59年	1月	東京金取引所貴金属市場商品取引員許可
	5月	名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場商品取引員許可
	7月	商品取引員東邦商事株式会社を吸収合併 上記合併に伴ない、東京・大阪・京都・福岡支店を開設 大阪化学繊維取引所毛糸、スフ糸市場商品取引員許可 豊橋乾繭取引所繭糸市場商品取引員許可 関門商品取引所商品取引員許可 東京繊維商品取引所綿糸市場商品取引員許可
昭和59年	10月	大阪化学繊維、大阪三品取引所合併による大阪繊維取引所の設立で同取引所商品取引員許可

年	月	概 要
昭和 59 年	11 月	東京金、東京繊維商品、東京ゴム取引所合併による東京工業品取引所の設立で同取引所商品取引員許可
昭和 60 年	5 月	東京穀物商品取引所農産物市場商品取引員許可
昭和 62 年	1 月	資本金 4 億 6 0 0 0 万円に増資
昭和 63 年	12 月	大阪砂糖取引所商品取引員許可
平成 3 年	11 月	資本金 5 億 6 0 0 0 万円に増資
	12 月	資本金 6 億 6 0 0 0 万円に増資
平成 5 年	10 月	大阪穀物、大阪砂糖、神戸穀物、3 取引所合併による関西農産商品取引所設立で同取引所商品取引員許可
平成 8 年	10 月	名古屋穀物砂糖、名古屋繊維、豊橋乾繭取引所合併により中部商品取引所設立で同取引所商品取引員許可
平成 9 年	1 月	東京工業品取引所アルミニウム市場会員加入
	4 月	関西農産商品取引所、神戸生絲取引所合併による関西商品取引所の設立で同取引所商品取引員許可
	10 月	大阪繊維、神戸ゴム取引所合併による大阪商品取引所の設立で同取引所商品取引員許可 大阪商品取引所アルミニウム市場商品取引員許可 広島支店開設
	12 月	大阪商品取引所ゴム、天然ゴム指数市場会員加入
平成 10 年	4 月	大阪商品取引所ゴム、天然ゴム指数市場商品取引員許可
平成 11 年	5 月	商品投資販売業許可
	6 月	東京工業品取引所石油市場商品取引員許可
	10 月	中部商品取引所畜産物市場商品取引員許可
	12 月	中部商品取引所石油市場商品取引員許可
平成 12 年	6 月	本店の位置を名古屋より東京へ変更 名古屋支店開設 東京支店廃止
平成 13 年	2 月	資本金 6 億 9 8 7 5 万円に増資
	6 月	光陽ファイナンシャルトレード株式会社に商号変更
平成 14 年	1 月	京都支店廃止
	3 月	三島支店廃止
	6 月	松本支店廃止
	8 月	大阪商品取引所ニッケル市場商品取引員許可
平成 16 年	3 月	中部商品取引所 農産物市場脱退

③ 会社の目的

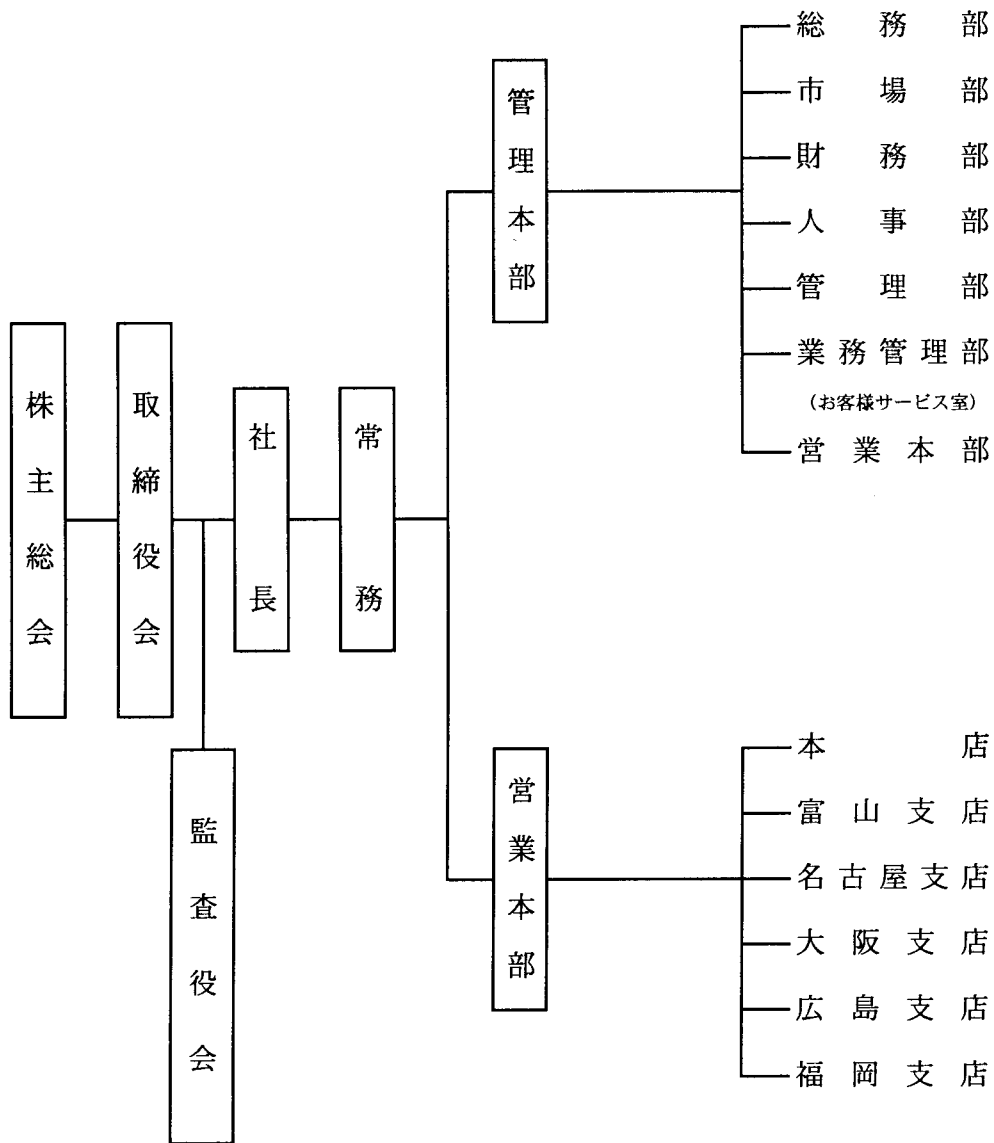
1. 有価証券の所有並びに投資
2. 動産、不動産の所有並びに売買
3. 各種農産物、砂糖、ゴム、乾繭、生糸、毛糸、綿糸、人絹糸、スフ糸、木材、合板、金、銀、プラチナ、その他の貴金属、銅、アルミニウム等の非鉄金属及び鉄、原油、天然ガス、ガソリン、ナフサ等の石油製品、海産物、牛肉、豚肉、鶏卵等の畜産物の材料及び製品の売買並びに輸出入
4. 金融先物商品、上場商品の指数及び各種商品指数の売買
5. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売業務並びに商品投資顧問業務
6. 商品取引所法に基づく商品取引所の上場商品の売買、受託、仲介及び代理業
7. 日用品雑貨の製造及び販売並びに輸出入
8. 生命保険の募集に関する業務
9. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち _____ 線部分の事業は現在行っておりません

④ 事業の内容

1) 経営組織

当社の経営組織は、次の通りであります。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき、商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（以下「商品市場における取引」という。）について顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第126条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第1種商品取引受託業」の許可を受けております。（許可番号：農林水産省指令13総合第3486号、経済産業省平成13・11・20商第11号）

取引所 \ 市場	農産物	砂糖	貴金属	アルミ	ゴム	天然ゴム指数	ニッケル	石油	畜産物	上場商品名
東京穀物商品取引所	○									一般大豆、NON-GMO大豆、小豆、とうもろこし、大豆ミール
東京工業品取引所			○	△				○		コーヒー生豆（7種・8種） 輸入大豆 ^注 、とうもろこし ^注 金、銀、白金、パラジウム アルミニウム ガソリン、灯油、原油、軽油
中部商品取引所								○	○	ガソリン、灯油、軽油
関西商品取引所 大阪商品取引所		○		○	○	○			○	鶏卵 粗糖、精糖、粗糖 ^注 アルミニウム ゴム（RSS・TSR） 天然ゴム指数
福岡商品取引所	○	△					○			ニッケル IOM一般大豆、NON-GMO大豆、小豆、とうもろこし、プロイラー、大豆ミール 精糖

(注) ○取引員加入、△会員加入

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であり、自己売買業務は上記イに掲げた取引員加入及び会員加入の商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2丁目17番8号	03-5643-3511
富山支店	〒930-0008 富山県富山市神通本町1丁目6番5号	076-431-8491
名古屋支店	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄1丁目10番21号	052-202-4111
大阪支店	〒541-0059 大阪府大阪市中央区博労町3丁目2番8号	06-6120-4111
広島支店	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8番8号	082-225-4111
福岡支店	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目8番36号	092-474-4111

⑥ 財務の概要（平成16年3月決算期）

(a) 資本金	698,750千円
(b) 純資産額*1	4,099,641千円
(c) 必要純資産額*2	1,471,000千円
(d) 総資産額	11,587,677千円
(e) 営業収益	4,647,700千円
(内受取手数料)	5,462,648千円
(f) 経常利益	735,147千円
(g) 当期純利益	545,143千円

*1 純資産額の算定方式は、資産－負債＋商品取引責任準備金となっております。

*2 商品取引所法第135条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならぬ純資産額です。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,351,000株 (平成16年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、店頭公開もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位5名)

氏名	所有株式数	発行済株式数に対する 所有株式の割合
川路耕一	796,100株	58.9%
原口礼子	152,550株	11.2%
三晃商事株式会社	135,000株	9.9%
三貴商事株式会社	102,000株	7.5%
従業員持株会	37,200株	2.7%
計	1,222,850株	90.5%

⑨ 役員状況

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有株 式数
代表取締役 社長	小笠原昭夫 昭和24年11月10日	10,000株
常務取締役	田元利明 昭和24年5月22日	1,500株
取締役	川路耕一 昭和20年11月9日	796,100株
取締役	村上久広 昭和25年8月25日	
取締役	西田一生 昭和34年12月16日	5,000株
取締役	緒方保孝 昭和29年2月19日	3,500株
取締役	木村末義 昭和24年7月12日	3,600株
監査役	山内 務 昭和16年11月25日	2,000株
監査役	田中武和 大正14年1月2日	
監査役	佐藤見由 昭和14年12月1日	12,000株
監査役	水口孝信 昭和15年6月10日	
計	11名	

(注) 1. 監査役田中武和、佐藤見由、水口孝信の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業／非営業	
		男	女	営 業	非営業
従 業 員 数	219人	181人	38人	131人	88人
平 均 年 齢	31.5才	31.2才	32.9才	28.6才	36.3才
平均勤続年数	6.5年	5.2年	3.6年	5.2年	10.5年
外 務 員 数	161人	161人	0人	—	—

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、お客様に信頼される企業作りを目指し、商品先物取引に関するあらゆる情報サービスを迅速かつ分かり易くお客様に提供することを第一に考えております。当社の主力商品である石油、貴金属、農産物等の基本的な相場変動要因である需給動向に加え、これらの国際商品に多大な影響を与える為替動向の分析を充実させ、他の取扱商品を含めた幅広い情報収集と多角的な情報分析を行っております。

社員教育では、新入社員に対しては3ヶ月の研修期間を設け、基礎教育から専門教育までを総合的に指導し、配属後においても先輩社員が営業実践活動における的確な指導、アドバイスを行っております。また、役職者全員を対象に春と秋の年2回、管理職者ゼミナールを実施し、管理職者としてのあり方を各自が自覚するとともに、広範囲に亘る知識の取得により、有能な人材の育成を図り、お客様に喜ばれる企業を目指しております。

受託業務については、お客様の大切な資産をお預かりするという立場から、ご契約の前に取引の仕組みや基本的ルールについて十分な説明を行っておりますので、初めての方にも安心して商品先物取引に参加していただいております。また取引開始後においても3ヶ月の間、建玉枚数を抑制していただく習熟期間を設け、その間に商品先物取引に対する理解を深めていただいております。営業社員には、一時的な利潤を追求するのではなく、常にお客様の保護と育成を念頭に置き、長期に亘って良きアドバイザーたることを求め、ファイナンシャルプランナーの資格を得る為の教育を実施いたしております。

管理部門においては、本店管理部に全支店を網羅したお客様相談窓口を設置しておりますが、各支店にもお客様サービス室員を配置することにより、お客様の商品先物取引に対する理解度の再確認等のアフターサービスを行うとともに、お客様からの問合せや相談等に対して、迅速に対応できるようにしております。

② 当社及び当業界を取巻く環境

平成15年度の我が国経済は、輸出は増加しており、設備投資も緩やかな回復を続けている。こうした動きを背景に、鉱工業生産も増加してきている。企業収益は増加基調にあり、企業の業況感も改善を続けてきた。また、雇用者所得は徐々に下げ止まってきており、個人消費は横ばい圏内の動きとなっている。平成15年10月～12月期の経済成長率は、需要関連統計をみるかぎり、年率2%程度の堅実な伸びとなった。鉱工業生産指数も、12月の生産予側指数を前提にすると10月～12月期の上昇率は3.7%とバブル期以来の高い伸びとなる見込みである。一時は調整局面入りも懸念された日本経済であったが、景気は輸出をきっかけに再び回復軌道へと向かった年であった。

世界経済は、春のイラク戦争終了後、景気回復を下押ししていた不透明感が払拭され、海外経済には、景気回復の展望が開けた。アメリカ経済は、他国に先んじて着実に回復している。重症急性呼吸器症候群(SARS)の流行から4月～6月期にアジアでは景気減速の動きがみられたが、中国やタイを中心に景気が拡大してきている。他方、ヨーロッパでは景気が停滞している。

商品先物業界においては、平成15年6月6日から、取引リスクの軽減に向けて取引決済の繰上げ「T+1」を、併せて各商品取引所は受託契約準則を改定、現行の委託本証拠金を「委託本証拠金基準額」に変更し、又、商品取引員はこれを基準に独自に「委託本証拠金」を設定するなど、大幅な制度変更が実施された。新規商品の試験上場として9月8日東京工業品取引所、年が明けて1月9日中部商品取引所に「軽油」が上場された。出来高に注目すれば、全商連発表では2003年度の出来高は1億5,579枚と過去最高を示し、6年連続で記録を更新した年でありました。

当社にありましては、手数料の完全自由化に向けて、管理体全体の業務を見直し職務の効率化を図り社員一人ひとりのコスト意識をより高め、徹底して無駄を無くし経費の節減に努めてまいりました。受託業務管理規則の一部改正に伴い、取引開始にあたっての審査を厳重に行い、経験のない新たな委託者からの受託に関しては、新しい取扱要領を定め、管理サービス部員を全支店に配置し新規委託者ならびに大口委託者の完全訪問に努め、お客様へのサービス徹底を図ってまいりました。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

わが国の景気は、緩やかに回復してきており、企業収益は増加基調にあり、企業の業況感も改善が続いています。このような社会環境のなかで当社といたしましても総売買高378万枚(前年比4.3%増)、受取委託手数料54億6,200万円余り(前年比0.1%増)と僅かながら前年より増加いたしました。

(2) 売買損益部門

ディーリング技術を駆使して収益の向上に取り組みましたが、ゴム市場において成果をあげましたが、農産物市場及び貴金属市場において損失を計上するに至りました。

以上の結果、当期の営業収益は46億4,770万円(前年比31.6%減)、営業費用は39億1,288万円となり、営業利益は7億3,481万円(前年比75.1%減)、経常利益は、7億3,514万円(前年比75.0%減)、当期純利益は5億4,514万円(前年比51.7%減)となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別
	第42期 (自 平成15年4月1日) (至 平成16年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	1,727,566
畜産物市場	26,164
貴金属市場	1,120,093
アルミ市場	36
ニッケル市場	2,015
砂糖市場	3,780
ゴム市場	212,020
天然ゴム指数市場	-
石油市場	2,370,974
小 計	5,462,648
オプション取引	
農産物市場	0
砂糖市場	0
小 計	0
合 計	5,462,648

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨て表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

<div style="text-align: center;">期 別</div> <div style="text-align: left;">商品市場名</div>	<div style="text-align: center;">第42期</div> <div style="text-align: center;">(自 平成15年4月1日)</div> <div style="text-align: center;">(至 平成16年3月31日)</div>
商品先物取引 農 産 物 市 場 畜 産 物 市 場 貴 金 属 市 場 ア ル ミ 市 場 ニ ッ ケ ル 市 場 砂 糖 市 場 ゴ ム 市 場 石 油 市 場	<div style="text-align: right;">△755,626</div> <div style="text-align: right;">8,049</div> <div style="text-align: right;">△203,140</div> <div style="text-align: right;">△8</div> <div style="text-align: right;">△7,199</div> <div style="text-align: right;">6,842</div> <div style="text-align: right;">181,390</div> <div style="text-align: right;">△48,256</div>
合 計	△814,948

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別 内訳	第42期 (自平成15年4月1日) (至平成16年3月31日)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		663,714	529,668	1,193,382
畜産物市場		14,273	1,755	16,028
貴金属市場		205,336	173,407	378,743
アルミ市場		6	6	12
ニッケル市場		743	737	1,480
砂糖市場		909	2,786	3,695
ゴム市場		67,090	65,397	132,487
天然ゴム指数市場		-	-	-
石油市場		913,424	1,140,825	2,054,249
合計		1,865,495	1,914,581	3,780,076

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

商品先物業界は、平成17年1月よりの手数料完全自由化、また平成17年4月より施行予定の商品取引所法改正（趣旨 商品先物市場の急速な拡大、国際的な市場間競争の激化及び委託手数料の自由化による商品取引員の競争環境の変化を踏まえ、委託者保護を強化するとともに、信頼性・利便性の高い市場制度を確立するため所要の措置を講ずるもの）など、商品先物取引受託業の信頼性の確立に取引員各位が全力を挙げて取り組んでいくことが必要と考えております。

当社におきましても、商品取引所法一部改正に伴い、営業部と管理部の連携を密にとり、コンプライアンスを徹底しお客様からの信頼をより以上に高め、お客様の要望に耳を傾け、それに対応できるよう体制を整えております。また、社員一人一人に経営者意識をもたせ、現時点の職務より1ランク上げた仕事に挑むことと専門知識の習得により、個々の能力向上を図って参ります。

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、自己責任の徹底と委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(管理組織)

第2条 当社は、受託業務に係る社内管理の経営上の責任体制の明確化を図るため、本店の管理部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当班の責任者を置くものとする。

2 受託業務に係る総括管理及び第11条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、本店に総括責任者及び副総括責任者を置くものとする。

3 総括責任者、副総括責任者及び管理担当班の責任者は次の者とする。

(1) 総括責任者は取締役とする。

(2) 副総括責任者は部長職以上とする。

(3) 管理担当班の責任者は、本店においては管理部の役職者、従たる営業所においては管理体役職者とする。

(取締役会への報告)

第3条 社内管理措置の遂行状況、遵守状況については必要に応じ取締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て具体的改善措置を講ずるものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第4条 当社は、委託者が次に掲げる不適格者に該当することが判明したときは、一切の勧誘及び受託は行わないものとする。

(1) 未成年者、成年被後見人、被補佐人及び精神障害者

(2) 恩給・年金・退職金・社会保険給付金等により主として生計を維持し、余裕資金をもたない者

(3) 生活保護法被適用者

(4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者

(5) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者

(商品先物取引不適格者の特例)

第5条 当社は、委託者が次に掲げることが判明したときは、不適格者に準ずるものとして一切の勧誘は行わないものとする。但し、本人から取引を行いたい旨の書面の申し出があり、総括責任者が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(1) 一定の所得を有しない者

(適格性審査)

第6条 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、建玉前に顧客の適格性審査を行うものとする。

- (1) 顧客情報を的確に把握するための書面「口座設定申込書兼理解度アンケート」を顧客から徴収し、それに基づく管理担当班責任者所見及び受託の適否を記載した顧客カードを作成するものとする。

(口座設定申込書兼理解度アンケートの徴収)

第7条 当社は、委託者の取引に対する主体性を確認するため、次に記載する事項を記載した「口座設定申込書兼理解度アンケート」を委託者より徴収するものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、住所、連絡先
- (2) 家族構成
- (3) 職業、役職、勤務先名、勤務先住所
- (4) 資産及び収入の状況
- (5) 先物取引の経験の有無
- (6) 株式等の経験の有無
- (7) 商品先物取引の説明に関する事項（交付書面の受領の有無、説明を受けたことの確認、説明の内容〔取引の仕組み、損失リスク〕についての理解度、取引意思）

(顧客カードの整備)

第8条 当社は、本店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、家族構成、住所及び連絡先
 - (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
 - (3) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
 - (4) 資産及び収入の状況
 - (5) その他必要と認める事項
- 2 顧客カードの写しは、すべてこれを第2条2項に定める総括責任者または副総括責任者のもとに備え付けるものとする。

(勧誘の際の説明)

第9条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド—」「予測が外れた場合の売買対処説明書」等の関係書面を交付し、商品先物取引の仕組み等を十分に説明し、顧客の判断と責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求めることとする。

(委託者の保護育成措置)

第10条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者または商品先物取引の経験の浅い委託者並びにこれと同等と判断される者については一定の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第9条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 建玉前に「口座設定申込書兼理解度アンケート」を徴収し、その内容を基に取引意思の確認及び適格性を審査すること。
- (3) 取引にあたっては、特に委託追証拠金及び損失の発生についての理解を求め、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- (4) 商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にあたっては委託者保護の徹底とその育成を図るため、当該委託者の資質・資力等を考慮の上、相応の建玉枚数の範囲においてこれを行うものとする。この場合において、商品先物取引の経験のない委託者の建玉枚数に係る外務員の判断枠、当該委託者から当該判断枠を超える建玉の要請があった場合の審査等につき、別に定めるものとする。
- (5) 委託者には取引開始後も再確認のため、取引に対する理解度・判断力等に関するアンケートを行うことにより、適切な受託業務管理を行うとともに、取引期間中に新たに不適格者（これと同等の取扱いを要する者を含む。）に該当するか否かを判断し、これに該当することとなった場合には、当該者に係る取扱いを適用する。
- (6) 自社または他の商品取引員において、商品先物取引及び金融・証券の先物取引を3ヵ月以上取引したことがある者は、本条より除外する。

（管理担当班の職務）

第11条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- (2) 「口座設定申込書兼理解度アンケート」による適格性の審査及び保管
- (3) 顧客管理のための「顧客カード」の整備
- (4) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (5) 商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱い要領に基づく審査
- (6) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (7) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
- (8) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (9) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応
- (10) 過去に恣意的に紛争を多発した委託者の参入予防措置
- (11) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (12) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

（売買指示時における取引意思の確認）

第12条 当社は、委託者の売買指示時における取引意思の確認と、その意思を執行したことの記録を明確にするものとする。

(不正資金の流入防止措置)

第13条 当社は、以下に規定する者からの受託に当っては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

尚、これらの者から受託しようとする場合には、あらかじめ本人から自己資金による取引である旨の書面（自筆のものに限る）での申し出があり、第2条2項に定める総括責任者または副総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り受託を行うものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- (2) 国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者
- (3) 民間企業等における経理、財務等の担当者

2 当該委託者の預り額（帳尻益の振替分を除く）が、3,000万円を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始するものとする。その後、3,000万円を基準に1,000万円を超えるごとに再度調査を開始するものとする。

3 調査は、管理部門（管理担当班等）が当該委託者から資金の性格や資金の出所（自己資金かどうか、自己資金ならその内容等）を聴取して行うものとする。この場合、営業部門は当該委託者の情報を提供する等、調査に協力しなければならない。ただし、調査が困難と判断したときは、興信所その他外部機関に委託する等資金調査に必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の管理部門による調査において、当該委託者から自己資金による取引であるとの申し出があった場合には、そのことを証する書面（自筆のものに限る）の提出を受けるとともに、その裏付けとなる証拠書類等の提示を求めることとする。

5 当該委託者から前項に定める自己資金による取引であることを証する書面の提出がない場合には、新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。

6 調査の結果、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金は不正資金の有無に係らず受託しないものとする。

7 本条に定める調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

(委託本証拠金の額に係る措置)

第14条 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。

2 委託本証拠金の額等に係る社内責任者を第2条で定める総括責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(違反者に対する懲戒)

第15条 本規則における禁止行為を行った者に対しては、別に定める規定により、これを懲戒する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。
尚、これを変更したときも同様とする。

付 則

1. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
2. 平成12年4月1日、一部改正。
3. 平成14年1月4日、一部改正。
4. 平成15年4月1日、一部改正。
5. 平成15年6月6日、一部改正。

受託業務管理規則細則

この細則は、「受託業務管理規則」（以下、管理規則という）を遵守し、受託業務の適正な運営及びその管理を円滑に遂行すべく、必要な細則を定める。

第1条 管理規則第7条（口座設定申込書兼理解度アンケートの徴収）の「口座設定申込書兼理解度アンケート」は、商品先物取引に参入する意思を明確にした顧客に対して自署捺印を求め、建玉前に徴収すること。また、アンケートの回答に理解不足がある場合は、再度入念に説明の上、理解不足のない様に努めること。但し、何度説明しても取引に対する理解が得られない場合は、契約・勧誘を一切行わないこと。

第2条 管理規則第9条（勧誘の際の説明）で当社が作成する「予測が外れた場合の売買対処説明書」により例題を指し、説明をすること。

第3条 管理規則第10条（委託者の保護育成措置）の一定期間とは3ヵ月間をいう。

第4条 管理規則第10条(5)の理解度アンケート(2回目)において、管理部員は、訪問・電話・郵送等の方法により取引途中における取引理解度の再確認を行うものとする。

第5条 管理規則第12条（売買指示時における取引意思の確認）の記録を明確にするとは、担当者が売買の都度、管理者日誌に受注内容・時間等を記録することをいう。

商品先物取引の経験のない新たな委託者からの 受託に係る取扱要領

当社は、受託業務管理規則第10条(4)に基づき、商品先物取引の経験のない新たな委託者から売買の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の資質・資力等を考慮のうえ、次のことを厳守するものとする。

1. 商品先物取引の経験のない委託者の建玉枚数に係る外務員の判断枠は、委託者から申出のあった投資予定額または500万円のうちいずれか少ない金額とする。
2. 当該委託者から上記1の判断枠を超える建玉の要請があった場合には、管理担当班の責任者が審査を行い、その適否について判断し受託するものとする。
3. 上記2の場合において、管理担当班の責任者は速やかに本社の総括責任者に調書を添えて、この旨を報告しなければならない。
4. 本社の総括責任者は、報告事項についてその内容を再認識するとともに、必要と認められる場合には当該管理担当班の責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
172名	53名	59名	166名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,104名	628名	995名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

(1) 平成15年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出理由	件数	処 理 結 果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	2	2	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	2	2	0	0	0

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出理由	件数	処 理 結 果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	4	1	0	0	3
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	4	1	0	0	3

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協のあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

当年度における訴訟（前年度より係争中のものを含む。）は11件ありました。これらは全て委託者が当社に対して損害賠償を求めたものであり、このうちの1件については和解にて解決しましたが、10件は現在係争中となっております。

訴訟件数	判決	和解	係争中
11件	0件	1件	10件

3. 経理の状況
① 貸借対照表

貸借対照表
(平成16年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[10,230,904]	流動負債	[7,461,405]
現金預金*1	3,760,529	委託者未払金等	649,732
委託者未収金*2	487,116	未払法人税等	114,308
商品	10,116	預り委託証拠金	6,415,104
保管有価証券*1	167,333	未払費用	147,995
差入保証金	2,767,048	未払費	117,287
商品取引責任準備預託金*3	359,474	預り受	16,947
委託者先物取引差金*4	2,380,161	前	29
未収入金	169,137		
前払費用	3,672		
短期貸付金	2,250		
繰延税金資産	38,777	固定負債	[26,631]
その他の流動資産	88,287	退職給付引当金	26,451
貸倒引当金	▲ 3,000	その他の固定負債	180
固定資産	[1,356,773]	引当金	[359,474]
有形固定資産	(208,457)	商品取引責任準備金	359,474
構築物	79,964		
構築物	481		
車	1,546		
器具及び備品	43,459		
土地	83,004		
無形固定資産	(44,247)	負債合計	7,847,510
電話加入権	23,951		
ソフトウェア	20,296	(資本の部)	
投資等	(1,104,068)	資本金	[698,750]
投資有価証券	54,255	資本剰余金	[40,500]
出資	49,670	資本準備金	40,500
長期未収債権*2	128,143	利益剰余金	[2,995,306]
長期差入保証金	698,355	利益準備金	142,000
長期貸付金	1,875	任意積立金	720,000
長期前払費用	13,779	当期未処分利益	2,133,306
繰延税金資産	155,200		
その他の投資	41,489	株式等評価差額金	[5,610]
貸倒引当金	▲ 38,700		
資産合計	11,587,677	負債・資本合計	3,740,166
			11,587,677

② 損益計算書

損 益 計 算 書
 { 自 平成15年4月1日 }
 { 至 平成16年3月31日 }

(単位：千円)

		科 目	金 額	
経常損益の部	営業損益	営業収益		4,647,700
		受取手数料*1	5,462,648	
		売買損益*2	▲ 814,948	
		営業費用		3,912,882
		販売費及び一般管理費	3,912,882	
		営業利益		734,817
	営業外損益	営業外収益		9,419
		受取利息及び配当金	1,204	
		その他	8,215	
		営業外費用		9,089
	支払利息	1,827		
	その他	7,262		
	経常利益		735,147	
特別損益の部	特別利益		185,605	
	商品取引責任準備金戻入	73,299		
	貸倒引当金戻入	29,877		
	固定資産売却益	251		
	投資有価証券売却益	26,269		
	会員権売却益	55,907		
	特別損失		116,672	
	商品取引責任準備金繰入	110,072		
	固定資産売却損	6,600		
		税引前当期純利益		804,079
	法人税、住民税及び事業税		273,168	
	法人税等調整額		▲ 14,232	
	当期純利益		545,143	
	前期繰越利益		1,588,162	
	当期未処分利益		2,133,306	

③ 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）。

時価のないもの

移動平均法による原価法。

(b) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第 7 条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の	80%～85%
社債（上場銘柄）	額面金額の	65%
株券（一部上場銘柄）	時価の	70%相当額
倉荷証券	時価の	70%相当額

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法。 但し、平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物（付属設備は除く）については定額法。

無形固定資産・・・定額法。 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法。

(4) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 136 条の 22 の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(c) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。

尚、会計基準変更時差異（190,336千円）については、10年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(5) 営業収益の計上基準

(a) 受取手数料

商品先物取引 委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

オプション取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立した時に計上しております。

(b) 売買損益

商品先物決済損益は、反対売買または受渡しにより決済したときに計上しております。また未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜き方式を採用しております。

④ 注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 イ. 担保資産

担保に供している資産の内訳は次のとおりであります。

担保資産の内訳

定期預金	491,000	千円
合計	491,000	

ロ. 預託資産

受託業務保証金等の代用として次の資産を商品取引所へ預託しております。

金倉荷証券	8,472	千円
保管有価証券	164,360	
合計	172,832	

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第 136 条の 15 の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は次のとおりであります。

普通預金	750,000	千円
通知預金	300,000	
定期預金	1,250,000	
指定金銭信託預金	800,000	
合計	3,100,000	

- * 2 委託者未収金（長期未収債権を含む）のうち、無担保のものは 56,876 千円でありま
す。
- * 3 商品取引責任準備預託金は、商品先物取引事故に備えるため日本商品先物取引協会
の定款第 6 2 条に基づいて日本商品先物取引協会への預託金であります。
- * 4 委託先物取引差金は、委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算した委託者の
売買損（売買益）相当額を、委託者に代わって取引所に立替え払いした（取引所か
ら預かった）金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品
ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであ
ります。尚、委託者先物差金のうち、無担保のものは、19 千円であります。
- 5 有形固定資産の減価償却累計額は、137,065 千円であります。

6 重要なリース資産 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器及びその他事務用機器ならびに車両運搬具の一部についてはリース契約により使用しております。

7 外貨建の資産

預金 72,833千円(385千英ポンド)

8 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額は、5,610千円であります。

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

(損益計算書関係)

* 1 受取手数料の内訳

商品先物取引	5,462,648 千円
オプション取引	0
合 計	5,462,648

* 2 売買損益の内訳

商品先物決済損益	▲884,430 千円
商品先物評価損益	69,481
その他の売買損益	0
合 計	▲814,948

3 1株当たりの当期純利益 344円28銭

なお、損益計算書上の当期純利益の額は545,143千円、1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益の額は465,116千円です。これらの差額は役員賞与80,027千円であります。又1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の当期中平均発行済株式数は1,351千株であります。

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

⑤ 利益処分計算書

利益処分計算書
 { 株主総会承認日 }
 { 平成16年6月24日 }

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 当 期 未 処 分 利 益		2,133,306
II 利 益 処 分 額		
1. 配 当 金	236,425	
2. 役 員 賞 与 金	80,027	
		316,452
III 次 期 繰 越 利 益		1,816,854

⑥ 監査に関する事項

当社は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について新日本監査法人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産余裕比率[純資産額/必要純資産額×100]	279 %
(b) 自己資本資本金比率[自己資本/資本金×100]	535 %
(c) 自己資本比率[自己資本/総資本×100]	32 %
(d) 修正自己資本比率[自己資本/(総資産額-委託者に係る取引所預託金-分離保管預託額)×100]*1	50 %
(e) 当座性資金等比率[当座性資金等/流動負債額×100]	129 %
(f) 委託者未収金比率[委託者未収金(長期未収債権に属するものを含む)/純資産額×100]	15 %
(g) 借入金比率[借入金+借入有価証券+社債(新株予約権付社債を含む)/総資産額×100]	- %
(h) 経常収支率[経常収益/経常費用×100]	119 %
(i) 負債比率[負債合計額/純資産額×100]	183 %
(j) 流動比率[流動資産額/流動負債額×100]	137 %
(k) 委託手数料収益比率[委託手数料/経常収益×100]	117 %
(l) 自己売買収益比率[自己売買収益/経常収益×100]	- %

*1 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。